

愛知県立岡崎工科高等学校定時制課程の生活

目標

社会人としての基本を身につけ、社会で活躍できる人物となること。

校則

1 身だしなみ（服装・頭髪など）について

(1) 決められた服装で学校生活を送る。

- ・学校指定のスーツ・カッターシャツ(青または白)を着用する。学校指定のベスト、セーターも着用できる。白カッターシャツは無地であれば本校指定でなくてもよい。
- ・スーツ、ベスト、セーター着用時はネクタイを着用する。
(定時制は黄色または黄色のストライプ)
- ・装飾品は禁止にしないが、制服から出ないようにする。
- ・ブレザー、ジャケットの下には、フード付きの衣類は着用しない。
- ・防寒具の上着、手袋、マフラーやネックウォーマー等に規定はない。
- ・防寒具は教室で着脱し、始業の ST 前に脱ぎ、帰りの ST 後に着用する。

(2) 機械科の生徒として常に安全に作業ができる髪型とする。

- ・実習中の事故を防ぐため、前髪は目に、横髪は耳に、後ろ髪は肩にかからないようにする。かかる場合は、ピンで留めるか、ゴムで縛るようにする。
※実習時に危険だと判断した場合、改善されるまで作業に参加させない場合がある
- ・染色、脱色、パーマ等髪的加工、極度の変形した髪型は禁止とする。
- ・ひげを伸ばさない。また過度なメイクは禁止とする。

2 スマートフォン・パソコン等について

- (1) 校内にスマートフォンを持ち込む場合は電源を切り、許可なく使用しない。
- (2) 個人のパソコンは授業にて使用する日のみ持参する。使用するのは授業等にて職員から指示があった時のみとし、持参した日は必ず持ち帰る。
- (3) スマートフォン、パソコン共に校内にいる間はロッカーに入れ、必ず施錠をする。
- (4) やむを得ず使用する場合は、教員の許可を取り使用する。許可なき使用が発覚した場合は特別指導の対象とし、保護者等に機器を取りに来てもらうこととする。
- (5) 無許可での動画撮影、写真撮影はしない。
- (6) 不要なもの、高価なものは学校へ持ってこない。

3 普段の学校生活について

(1) 欠席・遅刻・早退をしない。

17時15分以降の遅刻者は「遅刻記録」「遅刻届」を職員室で記入
「遅刻届」を教室へ持参する。※6回目以降は指導対象となる。

早退者は「早退届」を職員室で記入し、教科担任の許可を受けてから帰宅する。

(2) 交通安全の規則を守る。(別紙 交通安全教育資料 参照)

(3) 暴力、いじめの撲滅。

暴力、いじめはいかなる理由があろうとも認めない。

※法律、本校の校規校則、本校職員の指導に従えない場合には、特別指導の措置をとる。
それでも改善されない場合は、進路変更をしていただきます。

基本的な生活習慣を身につけ、法律・校規校則を守り、誰もが心地よい
学校生活を送れるように心がけよう。

<校則の見直しの手続きについて>

- | | |
|-------------------|------------------------|
| 1 職員・生徒会・PTA等の意見 | 5 職員会議に提案 |
| 2 生徒指導部で検討 | 6 生徒、保護者に提示し意見受付期間を設ける |
| 3 生徒指導部から職員に提案・相談 | ※検討すべき意見が出た場合は4から再検討 |
| 4 意見を集約し生徒指導部で仮設定 | 7 実施または試行 |